



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『諏方大明神画詞』諏方社祭絵第四、六月晦日条考：「藤嶋ノ明神」をめぐるテキストの諸相
Author(s)	間枝, 遼太郎
Citation	国語国文研究, 153, 33-45
Issue Date	2019-08-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/76709
Type	journal article
File Information	suwa_daimyoujin.pdf



『諏方大明神画詞』 諏方社祭絵第四、六月晦日条考

——「藤嶋ノ明神」をめぐるテクストの諸相——

間 枝 遼 太 郎

一 問題の所在

『諏方大明神画詞』（以下『画詞』）は、延文元年（一二五六）、諏訪社神官家の傍流の出身で室町幕府の奉行人でもあった諏訪円忠が編纂した、信濃国諏訪社の縁起や祭式を記す文献である。『画詞』は当初、三巻の「諏方社縁起絵」と七巻の「諏方社祭絵」という形で成立し、後に「縁起絵」に二巻が追加され、全十二巻となった。そのうち「祭絵」は当時の諏訪社の一年の祭祀の内容を記すもので、本稿で扱う六月晦日条もその中に含まれる。次に当該条を掲げる。

晦日田植、藤嶋社ノ前ニシテ此儀アリ。大祝ノホカ神官男女衣服ヲ刷テ此所ニ望^{ツム}。雅楽農具ヲ帶シテ田カヘス。五官ヲ行事トシ、巫女ヲ五月女トス。職掌等鼓取、拍子ヲ打、笛ヲフキ、サ、ヲトテ、歌舞ス。太麻ナガス、河辺ノ身曾木ニハサマカハリタル、今日ノ神事イトメヅラカナリ。当卅日ヲ経テ熟稲ト

成テ、八月一日、神供ニ備フ。当社奇特ノ其一ツナリ。

抑此藤嶋明神ト申ハ尊神垂跡ノ昔シ、洩矢ノ惡賊神居ヲ妨^{サマシ}ントセシ時、洩矢ハ鉄輪ヲ持シテ競ヒ、明神ハ藤枝ヲトリテ、是ヲ伏シ給フ。終ニ邪輪ヲ降シテ正法ヲ興ス。明神誓ヒヲ發テ藤枝ヲ抛^{ナゲ}給シカバ、則チ根ヲサシテ枝葉サカヘ、花葉アザヤカニシテ戰場ノシルヲ万代ニ残ス。藤嶋ノ明神トガウスル此故ナリ¹。この六月晦日条は藤嶋社（現在、諏訪大社所管の摂社）で行われる田植神事についての記事となっているが、本稿で注目したいのは、「抑此藤嶋明神ト申ハ」から始まり「明神」と「洩矢」の戦いを描写する後半部分である。

この物語は、「縁起絵」の冒頭ではなく「祭絵」の四巻目の中途という『画詞』の中では比較的目立たない箇所に配されている記述ではあるものの、『諏方大明神講式』（以下『講式』）や『諏訪信重解状』（以下『信重解状』）などの他の諏訪社関係の文献と共通する内容を持つ諏訪社の代表的な縁起譚の一つとして、諏訪の歴史や諏訪信仰

を考える上ではよく参照されてきたものである。例えば青木隆幸氏は、『信重解状』と『画詞』にそれぞれ見える類話を共に「諏訪大明神入諏伝承」と括り、

ここには、「戦う神」＝「軍神」としての神性をもった諏訪大明神の姿が見事に描かれている。在来勢力をねじ伏せていく荒々しい諏訪大明神の姿である。これは、従来の風や水の神としての諏訪神とはおよそかけはなれた位相にある。「諏訪大明神入諏伝承」は、平安末期以降に強まる諏訪大明神の軍神化の過程の中にはめ込んでこそ、はじめて光彩を放つ。この神話は、諏訪神社が武士階級のイデオロギーたるにふさわしい新たな神性の創出（軍神的性格）へと向かっていく試みの一つとして、創作されたものであらう。

と『信重解状』と『画詞』の二書の物語に共通する性格を論ずる。また、山本ひろ子氏は、

諏訪大明神が垂迹した昔、『漏矢』の悪賊神が妨げようとし、『鉄輪』で抗ったが、明神は「藤の枝」で阻止した。そして明神は誓願を發し、藤の枝を投擲すると、たちまち根付き、枝葉は茂り、華やかに開花したので、「戦場のしるし」とした。それにちなんで諏訪大明神を「藤島の明神」と号するという。『諏訪大明神譚式』もほぼ同じで、諏訪大明神は「今（の）藤島の明神是也」と述べている。たとえ『画詞』が京都系諏訪の縁起書としても、諏訪明神＝「藤島の明神」という異称はなまなかなことではない。

として、『譚式』にも触れながら、諏訪大明神の性格についての考察

を展開していく。

右の山本氏の論に端的に見られるように、この物語は今日ではふつう、諏訪大明神が垂迹時に藤を持つて洩矢という悪賊と戦い勝利を収めたというものと解され、「抑此藤嶋明神ト申ハ」「藤嶋ノ明神トガウスル此故ナリ」という形で言及される「藤嶋ノ明神」は諏訪大明神の異称であるとされる。そしてその理解のもと、諏訪社の他の資料に見られる類話とは内容的な差異はあまりないものと扱われ、諏訪研究に利用されてきた。

しかし、ここで問題としなければならないことが一つある。それは、『画詞』の当該条を藤枝を持つ諏訪大明神と鉄輪を持つ洩矢の戦いとして捉えるその解釈が、果たして妥当なものであるのか、ということである。特に、戦後における研究では顧みられてこなかったことであるが、洩矢と戦った神について、かつては前述の解釈とはまた異なる解釈がなされることもあったことには注意しておきたい。

その異なる解釈の代表的な例としては、国学者松沢義章の『顕幽本記』（嘉永年間（一八四八—一八五五）頃成立）に見える、

又藤島大明神と称るは、大御神此地を内縣と定め玉ひ、大宮造り為玉はむと思ほし食し時、守屋神といふ神元より此地を領はきて在けるが、大御神を此地に入れ奉らじと距み防ぎ奉りしかば、藤島大明神に詔玉ひて其を伐しめ玉ひければ、守屋神力及びて従ひ奉りて他所に去れり。此は画詞の書に徴文あり。

という記述や、神道学者宮地直一による、

……その原型に溯る時は、諏訪神に反抗者として洩矢の存在及

び之が征服者として藤島明神の活動を教へ、かの神武天皇が大和国を平定の際、饒速日命が長隨彦を誅して王師に帰順された故事に類似の傾向を見せてゐる。蓋し新来の優越族に対し、固有勢力が両派に分れて互に相闘争した結果が一方の不成功に終つたことをいふものであらう。

という説を挙げる事ができよう。松沢は藤嶋ノ明神を諏訪大明神の配下のように捉え、洩矢と戦つたのは藤嶋ノ明神とする。また、宮地は在地勢力のうち新来の勢力（諏訪大明神）に帰順した者たちに相当するのが藤嶋ノ明神であると捉えている。二者の間には藤嶋ノ明神の位置付けに関する多少の違いはあるものの、どちらも諏訪大明神と藤嶋ノ明神を異なる神とし、洩矢と実際に戦つたのは諏訪大明神ではなく藤嶋ノ明神であると解しているのである。

そうした複数の解釈があり得るものであるにもかかわらず、『画詞』当該条の「藤嶋ノ明神」に関する部分についての検討は十分に行われないまま現在に至っている。よつて、『画詞』のこの物語を正確に捉えるには、文中の「尊神」「明神」「藤嶋ノ明神」はどれが同じ神でどれが違う神なのか、洩矢と戦つた神は諏訪大明神でよいのか、といった点を改めて検討することが必要となる。本稿ではその点について、これまで同様の内容と考えられてきた関連する他資料との比較も行いながら再考し、先行研究において見逃されてきた『画詞』六月晦日条の特質を捉えることを試みる。

二 「藤嶋ノ明神」と諏訪大明神

『画詞』の当該物語について考えるときは、まずその物語が置かれた位置を正確に把握しておく必要がある。これは諏訪社の「縁起絵」ではなく「祭絵」の巻に収められた、六月晦日に藤嶋社の前で行われる田植神事の記事に付随する、藤嶋社の藤嶋ノ明神の由緒を語る記述なのである。「抑此藤嶋明神ト申ハ……」という語り出しはそのことをよく示している。前節で見たようにこれを文脈から切り取つて諏訪大明神の縁起として扱う向きもあり、また実際に『信重解状』や『講式』といった資料においては類話が諏訪大明神の縁起として取り扱われているのであるが、ここでは、それら関連する他資料とは異なる位置に『画詞』の当該条は置かれている、ということとを認識することが重要となる。少なくとも『画詞』においては、これは上社の諏訪大明神の縁起を直接語ろうとするものではない。それを踏まえて、まず「藤嶋ノ明神」なる神について考えてみよう。ここで仮に「藤嶋ノ明神」が諏訪大明神の異称だとすると、藤嶋社の神は諏訪大明神ということになる。果たしてそう見ることは妥当だろうか。

諏訪上社には「上十三所」「中十三所」「下十三所」と呼称される、三十九の摂末社がある。そして藤嶋社はそのうちの「中十三所」の一社であった。その十三所の記述は、神満実（守矢満実、寛正五年（一四六四）から延徳四年（一四九二）までの記録である「神長守矢満実書留」の著者）の奥書がある神長本「諏方上社物忌令之事」に

あるのが古い。それには次のようにある。

中十三所名帳

一番

藤島大明神不動

二番

内御玉殿大日

三番

鶏冠大明神薬師

四番

酢蔵大明神大日

五ノヤケ

六

習焼大明神不動

御座石大日

七ミカンキドノ

八

御飯殿毘沙門

相本

如意輪
虚空蔵

九

若宮阿弥陀
神宮寺

十

大四御庵十一面

十一

山御庵虚空蔵

十二

御作久田菩提仏

十三テキヨ

関庵辨才天

中十三所の筆頭に「藤島大明神」が見えているが、ここではそれに付随する情報に着目したい。神長本『諏方上社物忌令之事』の十三所名帳は各社の名称の下にそれぞれの本地を記す形式になっている。それが藤島大明神の場合、「不動」、すなわち不動明王となっているのである。

一方、諏訪大明神の本地については、神長本『諏方上社物忌令之事』には「毎ク御本他（おもとほか）訪（ま）ハ西方補処之薩埵影ヲ秋津洲之波浮（なみのうき）ベ一陰一陽之靈（れい）威（い）豊（とよ）葦（あし）原（はら）風（ふう）ニ振（ふる）ウ。又十種之願網敷（ねつし）苦海（くかい）ニ、……」と

ある。十種の願網を苦海に敷く薩埵とは、『華嚴經』にて十種の願を立てたと説かれる普賢菩薩のことと考えられる。『画詞』縁起絵上にも「爰ニ信州諏方大明神ハ本地ヲトブラヘハ普賢大士ノ応作」とあるなど、中世において諏訪大明神の本地は一般に普賢菩薩とされていた。すなわち、神長本『諏方上社物忌令之事』においては、藤嶋ノ明神と諏訪大明神はそれぞれ本地が異なるとされているのである。このことを見逃すことはできない。

藤嶋社の本地については同じく十三所の本地を載せる『上中下十三所造宮』にも「不動」とあるため、神長本『諏方上社物忌令之事』だけが主張する特異な説というわけではないと考えられるが、ここで重要になるのは、藤嶋社の本地が不動明王であるか、あるいは別の仏や尊格であったかではなく、藤嶋ノ明神が諏訪大明神とは異なる本地を設定され得る存在として認識されていたという点であろう。このことは、十五世紀後半頃の諏訪において、藤嶋ノ明神と諏訪大明神が、「異称」という関係ではない異なる存在として認識されることがあったことを示している。

これはあくまで『画詞』より一世紀ほど後の一つの資料に見られる認識であるから、例えば『画詞』と同時代、あるいはそれ以前に、藤嶋ノ明神が諏訪大明神の異称であるという認識が無かったとは言えない。しかし管見の限りでは、諏訪大明神の異称が藤嶋ノ明神であるという言説も、藤嶋社の神が諏訪大明神であるという言説も、中世においては他に見られないのである。山本ひろ子氏は前掲の引用箇所でも、『講式』（円忠による、『画詞』編纂後の著作）も「藤島（ふじま）の明神」が諏訪大明神の異称であると述べているとしていたが、

実際に『講式』の該当部分を見ると、

抑往事幽遯何^レ以^レ覈諸。明神所現之藤、發^レ誓而擲^レ地、邪賊闇諍之砌、詫^レ根而成^レ林。今藤嶋明神是也。自^レ尔以来 藤花鮮、八百余之春霞雖^レ俊、青松枝接數千年之秋翠猶深。是眼前龜鑑。誰敢懷^二狐疑^一。

と、明神（『講式』では諏訪大明神を指す。第三節にて詳述）が投げた藤が根付き林となり、今なお榮えている、それがかつて洩矢との戦闘があった証拠である、という文脈になっていることがわかる。傍線部「今藤嶋明神是也」が洩矢と争った「明神」（諏訪大明神）を指す表現であるとすれば山本説が成り立つことになるが、文脈を見る限りそうはなっておらず、直前の林となった藤のことを言っているとするのが自然である。「今藤嶋明神是也」は、藤の林となったその場所が今の藤嶋ノ明神の鎮座地であるという意味か、あるいは寛政年間頃のものかと言われる『諏方誌』が「藤鑑今二不^レ枯シテ長茂ス。コレヲ藤嶋ノ神ト崇ム」と述べるように、その藤林自体を神と称したものと受け取られる。よって、ここで「藤嶋明神」が諏訪大明神の異称であると示されているとは解し難い。

また、『信重解状』においては、諏訪大明神と「守屋大臣」との争いに用いられた藤が後には森となったことを記すものの、藤嶋ノ明神への言及自体が存在しない（第四節参照）。

以上見てきたように、藤嶋社の藤嶋ノ明神を諏訪大明神と同一の存在とは扱っていないと判断できる資料は確認される一方で、異称であると記す資料——近年の諸先行研究の読みを保証する資料——は中世において他に確認できない。

ここで改めて第一節に掲げた「画詞」の内容に立ち返ってみると、末尾の「藤嶋ノ明神トガウスル此故ナリ」の一文が、当該条に見える「明神」が「藤嶋ノ明神」と呼ばれることを述べたものであるのは間違いない。ここに、モリヤと諏訪大明神との戦いを記す『講式』や『信重解状』を重ねて読めば、諏訪大明神＝藤嶋ノ明神という通説の見解が導かれることになる。しかし、ここまで検討してきたように、『講式』や『信重解状』も藤嶋ノ明神を諏訪大明神の異称として語るものではなく、他に両者の同体関係を保証する資料は見当たらない。また、『画詞』当該条においては、諏訪大明神の垂迹を指すことが明らかな箇所については「尊神」の語を用い、他はすべて「明神」と書き分けられている。そのまま読めば、第一節に掲げた旧説のように、「尊神」は垂迹した諏訪大明神、「明神」は「抑此藤嶋明神ト申ハ」と語り起こされる藤嶋ノ明神であり、両者は別神であると捉えるのが妥当ということになろう。

以上のように、『画詞』自体の表現に照らした場合も、周辺の資料状況からも、当該条は藤嶋社の神事の由来を語るという目的に沿って、モリヤとの争い自体を藤嶋ノ明神の事跡として語ったものと見るべきではないかと考えられる。

三 『諏方大明神講式』との比較

さて、前節のように当該条の「藤嶋ノ明神」を捉えたとき、当然ながら、これまで意識されてこなかった『講式』や『信重解状』の類話との違いが顕著に立ちあらわれてくることになる。本節から

は、『画詞』の物語の特質を明確にするため、その違いに注目しながら、『画詞』と『講式』および『信重解状』の記述を比較していく。まず、円忠の後の著作である『講式』との比較から、『画詞』六月晦日条の独自性を確認していきたい。

『講式』は六段の式文からなり、本節で扱うのはそのうちの、諏訪大明神の垂迹を語る第二段である。次に掲げるのが、前節に掲げた『講式』の引用箇所¹³の少し前、『講式』における洩矢との争いの箇所の記述である。

如^二彼文^一者、 大明神者、本中天竺国主也。為^二師子頻王^一之玄孫^一、作^二貴徳大王^一之長子^一。能羅^二武徳^一退^二魔軍^一於^二遐方^一、普施^二仁政^一及^二皇化^一於^二隣^一。南幸^二波戸国^一、射^二惡龍^一而救^二民黎^一。即治^二彼国^一号^二諏波皇帝^一。東到^二金^一 、殖^二善苗^一而行^二仏道^一、屢住^二彼山^一祈^二紫金妙果^一。……爰逮^二乎終卜^一勝地於^二信州^一、永排^二中權^一罪於^二当郡^一、魔王振^レ威忽成^二二神敵^一。出^二彼天竺^一者、現^二美教大臣^一、挿^二野心^一擬^レ危^二王威^一。来^二此日本^一者、變^二洩矢惡賊^一、懷^二狼性^一欲^レ妨^二二神居^一。然間洩矢者持^二鉄輪^一而争^レ之、明神 探^二藤枝^一而降^レ之。遂乃邪輪令^レ帰^二正道^一、魔障不^レ尅^二神威^一。

ここでは、諏訪大明神は元々中天竺の王であつて、魔軍を退け、惡龍を退治し、仏道修行を行つていた、とされる。続いて、天竺において魔王が「美教大臣」という臣下として現れ、大明神に反逆するという事件があり、後に大明神が日本に神として垂迹すると、今度は魔王は洩矢となつて神居を妨げようとしたが、大明神は藤枝をもつてそれを自ら打ち倒し、遂に正道に帰さしめた、という話が語

られる。前節でも触れたように、『講式』では洩矢を藤で倒す「明神」は諏訪大明神のことということになっているのである。その話を踏まえて、往事の争いがあつた証拠として、大明神の藤が戦場に根付いて林となりそれが藤嶋明神として今も残っているのだ、と示すのが、前節に見た『講式』の引用箇所であつた。

『講式』の一連の物語の特徴としては、まず、天竺の王としての諏訪大明神の活躍の描かれ方が、『画詞』とは異なっているということが挙げられる。諏訪大明神が天竺にて王であつたという話自体は、『画詞』にも諏方社祭絵第六、御射山御狩神事の条に、

扱モ此御狩ノ因縁ヲ尋レハ、大明神昔天竺波提国ノ王タリシ時、七月廿七日ヨリ同世日ニイタルマデ、鹿野苑ニ出テ狩ヲセサセ給ケル時、美教トイフ乱臣、忽軍ヲ率シテ王ヲ害シ奉ラントス。其時王金鈴ヲ振テ蒼天ニ仰テ、八タビ叫テノタマハク、我今逆臣ノタメニ害セラレントス。狩所ノ畜類^衆夸^{自誇}ノタメニアラズ。仏道ヲ成セシメンガタメ也。是モシ天意ニ叶ハバ、梵天我ヲスクヒタマヘト。ソノ時梵天々眼ヲ以テ、是ヲ見テ、四大天王ニ勅シテ、金剛杖ヲ執^とテ群党ヲ誅セシメ給ニケリ。今ノ三^三肅山其儀ヲウツサル、ヨシ、申ツタヘタリ。八叫鈴スナハチ彼国ノ靈宝ヲツタヘテ、今ノ神宝ニモチラル。四維御柱ハ四天擁護ノシルシ、九治ノ雍鎌ハ衆魔摧伏ノ利刃ナリ。コ、ニシリヌ、神明慈悲ノ政^{政治}頒ハ、群類済度ノ方便ナリトイフ事ヲ。

と記載されているが、ここには二本松康宏氏が指摘するように、¹⁴『講式』のように武徳をかがやかせ魔軍を退けた、惡龍を退治した、などの描写はない。惡龍退治など、『講式』の描写の一部は原家本「諏

方上社物忌令之事（嘉禎四年（一二三八）の奥書あり）に「南方幸二波斯国一、降伏惡龍一救二万民一。彼国治為二陳波皇帝一。東方至二金色山一、殖二善苗一成仏給」¹⁵と見えており、『講式』ではそういった描写が積極的に盛り込まれることによって、『画詞』とは一線を画した諏訪大明神像が形成されているのである。

次に指摘できる特徴として、洩矢の描き方の相違が挙げられる。

『講式』では、洩矢の正体は魔王であつて、天竺において大明神に反逆した「美教大臣」として現れた存在であるとされる。「美教」なる臣下の反逆の話は『画詞』でも前掲の御射山御狩神事の条に見えるが、そこでは、大明神に救いを求められた梵天が四天王に命令して群党を誅したと言われるのみで、「美教」と六月晦日条に登場する「洩矢」との関係性についての言及はなく、洩矢という存在がどのような出自を持つのかについて語られることもなかった。しかし『講式』はその両者の繋がりを「魔王」という形で表し、その魔王洩矢を最終的に諏訪大明神自身が降したと語り、諏訪大明神の手によって邪輪が正道に帰したと説くのである。

すなわち『講式』は、仏道修行を行い、魔軍・惡龍・魔王といった、煩惱の象徴として扱われる存在や仏敵を打ち倒す者として、『画詞』とは異なつた諏訪大明神像を描き出していた。『講式』は『講式』、すなわち仏などの徳を讃えるための法会において用いられる文章であるから、その諏訪大明神の描き方はまさに『講式』としての目的に合致する。そして、洩矢との争いの話は、その諏訪大明神の仏教的な称揚を締めくくる、重要な位置を占めるものであつた。

諏訪大明神が仏敵洩矢を降伏するという構図が『講式』の目的に

において重要であることは、洩矢打倒の記述の直後に存在する次の文章においても、よくあらわれている。

彼物部守屋者、仏法之怨敵也。上宮太子誅_レ之、耀_二惠日_一於木郷_一。此山家洩矢者神明之讎敵也。当社明神罰_二之_一、威風於扶桑朝_一。是又怨賊_レ雖異、恰恰名似_二同_一。緯之奇特得而難_レ称、權化之主仰而可_レ信者歟。

ここでは、名前の類似、そして仏法・神明の敵という点から物部守屋と洩矢を並べ、同時にそれらを打ち倒した者として聖德太子と諏訪大明神を並べている。『日本書紀』では丁未の乱において厩戸皇子が軍事的に活躍したとは書かれないため、それに従えば聖德太子が物部守屋を誅したという言い方にはなり難いところであるが、そのように表現するのは、『講式』が『日本書紀』ではなく、中世に展開・流布した太子伝を参照したためと考えられる。

例えば、十四世紀初頭頃には成立していたとされ「聖德太子伝記類のなかで中世的展開を示す最も代表的な伝記」¹⁶と言われる〈文保本系太子伝〉系統の有力な伝本である醍醐寺本「聖德太子伝記」を参照すると、聖德太子の言葉として、

密告_二左右大臣_一曰、生者必滅会者定離雖_二不_レ迷之理_一、当_レ時取_レ身悲哀失_二本心_一如_レ斯。次守屋為_レ發_二己威勢_一奉_二咒咀_一事天下無_レ隱、既達_二叡聞_一。定天皇最後一念恨深マシマスラン。亦一歳焼_二私吾所_レ建之堂塔_一破_二滅_二三宝妙道_一。旁_レ為_レ君_レ為_レ吾王法仏法之大怨敵也。同ハ御葬送已前誅_二守屋_一私_二天皇一念之妄執_一、奉_レ赴_二仏果万徳之実地_一ト所_レ存也。各同心シ玉ハンヤト泣々宣ケレバ、

と、傍線部のように仏法の「怨敵」たる守屋を太子が「誅」そうとするという、『講式』にも通じる表現が確認される。(文保本系太子伝)は、このように、仏法に仇なす守屋と仏法を守護する太子の戦いという構図を一つの柱として、丁未の乱を描いていた¹⁸。

また、『講式』の聖徳太子に対する「耀^ニ惠^ニ日^ニ於^ニ若木^ニ郷^ニ」¹⁹、および諏訪大明神に対する「扇^ニ威風^ニ於^ニ扶桑^ニ朝^ニ」という評価に対応すると思われる表現も、醍醐寺本『聖徳太子伝記』では、太子の守屋討伐の後に百済の威徳王が送ったという文の中に、

百済国表云、

謹送^ス達^ス東海^ノ国^ノ聖皇^一。朕^ハ云^ハ聞^ク

慈悲大聖、漢土機縁^ヲ尽^シ、示^ス化^ヲ於^ニ日域^ニ。哀哉、漢帝東流之昔夢、思念^ス懷^ニ旧^ノ之感^ヲ、涙難^レ禁^ム。貴哉、法王西來之古^ノ猷^ヲ、有^レ驗^ヲ片州之有情^ヲ得^ル利益。仍臣等、隨喜之余、尺尊御舍利、并三藏大師等所^レ奉^レ渡^ル也。伏請慈悲^ヲ聖王、照^ス仏^ノ日^ヲ於^ニ若木^ニ之郷^ニ、覆^ス慈雲^ヲ於^ニ扶桑^ニ之邑^ニ」²⁰云

という形で見えている。つまり『講式』の「彼物部守屋者」に始まる箇所は、そのような当時流布していた太子伝の影響のもと、物部守屋を誅して仏教を興隆させた聖徳太子のイメージを諏訪大明神と重ねて、諏訪大明神をやはり仏教の立場から称揚しようとするものであった。そしてその説き方を成り立たせる要として機能しているのが、諏訪大明神が「物部守屋」と名が通じる「洩矢」を降伏したというエピソードなのである。

以上のように、『講式』において、諏訪大明神と洩矢の争いは、諏訪大明神が仏法を守護し興隆させる神であることを主張するという

目的のために存在していた。またそれゆえに、戦場の跡としての「藤嶋明神」の実在は、『講式』にとつて、洩矢との争いの実在を証するものであるとともに、諏訪大明神が洩矢に勝利した仏法の守護者であることを証するものの一つでもあることになる。『講式』の文脈における「藤嶋明神」の存在意義はここにあると言えよう。

このように見てくると、『画詞』の洩矢、諏訪大明神、藤嶋ノ明神の三者全てが、『講式』とは異なる現れ方をしていること、そして六月晦日条が『講式』と異なる論理を持つことが浮き彫りとなる。『画詞』においては、洩矢は天竺で諏訪大明神に反逆した魔王とはされず、またその洩矢を倒し「終^ニ二邪輪ヲ降シテ正法ヲ興^ス」したとされるのは諏訪大明神ではなく藤嶋ノ明神であった。『講式』は諏訪大明神と洩矢の関係性の中で諏訪大明神を仏教的に称揚しようとしており、その論理を支える存在の一つとして藤嶋明神に言及しているにすぎなかったが、『画詞』六月晦日条ではむしろ祭式の主神である藤嶋ノ明神について語ることに眼目があるのである。

四 『諏訪信重解状』との比較

続いて、『信重解状』（宝治三年（一二四九年）の奥書あり）を見ていこう。『信重解状』は、資料内部の記述によれば、諏訪上社と下社の間でどちらが本宮であるかが争われた際、上社が本宮であることを幕府に主張するべく書かれたものであるという。これが本宮に宝治三年にそのような経緯で書かれたものであったかについては議論があるものの、書状の各条の終わりに「は（このことから上社が本

宮であることは明らかである」といった旨の文言がそれぞれ付されており、少なくとも、上社が下社に優越する存在であるということを読む者に訴えることがこの文書の主たる目的であったことは確かと言える。

その『信重解状』のモリヤの物語は、第一条「守屋山麓御垂跡事」に次のように見える。

右謹檢¹旧貫²、当御昔者守屋大臣所領也、大神天降御之刻、大臣者奉³禦⁴明神之居住⁵、勵⁶制止之方法⁷、明神者廻⁸下⁹可¹⁰為¹¹御敷地¹²之秘計¹³、或致¹⁴諍論¹⁵、或及¹⁶合戰¹⁷之处¹⁸、両方難¹⁹決²⁰雌雄²¹、爰明神者持²²藤鑑²³、大臣者以²⁴鉄鑑²⁵、懸²⁶此所²⁷引²⁸之、明神即以²⁹藤鑑³⁰令³¹勝³²得軍陣之諍論³³給³⁴、而間令³⁵追³⁶討³⁷守屋大臣³⁸、ト³⁹居所⁴⁰当⁴¹社⁴²以来⁴³、遙送⁴⁴数百歳星霜⁴⁵、久施⁴⁶我神之称⁴⁷、譽⁴⁸於⁴⁹天下⁵⁰一給⁵¹、応跡⁵²之方⁵³々是新哉⁵⁴、明神以⁵⁵彼藤鑑⁵⁶自⁵⁷令⁵⁸植⁵⁹当⁶⁰社之前⁶¹給⁶²、藤栄⁶³二枝葉⁶⁴号⁶⁵藤諏方⁶⁶之森⁶⁷、毎年二ヶ度御神事勤⁶⁸レ之、自⁶⁹レ尔以来⁷⁰以⁷¹二当⁷²郡⁷³名⁷⁴二諏⁷⁵方⁷⁶、爰下⁷⁷宮者⁷⁸当⁷⁹社依⁸⁰二夫婦之契約⁸¹示⁸²二姫大明神之名⁸³、然而当⁸⁴大明神、若⁸⁵不⁸⁶下⁸⁷令⁸⁸レ追⁸⁹出⁹⁰守屋一給⁹¹者、争⁹²両者ト⁹³居御哉⁹⁴、自⁹⁵二天降⁹⁶之元⁹⁷初⁹⁸為⁹⁹二本宮¹⁰⁰之條炳焉者哉¹⁰¹、

守屋大臣の所領であつた土地に諏訪大明神が天降つて争いになつたが、争論でも合戦でも雌雄を決することはできず、最終的に両者はそれぞれ藤鑑と鉄鑑を土地にかけて引き合う。藤と鉄で引き合えば鉄のほうが有利に思われるが、靈威のあらわれか、勝利したのは藤鑑を持った諏訪大明神であつた。そして敗北した守屋は土地から追い出され、諏訪大明神は上社として鎮座した。その由来によつて、

上社が本宮であることは明らかなのだという。

この『信重解状』の物語は、第一節にて引用した青木氏の論以外にも、例えば『諏訪市史』に、

(2)(3)の伝承（『画詞』と『信重解状』の伝承——稿者注）をみ

ると、明神が諏訪に入るさい地元の守矢氏と抗争があつたこと、大神が天降るさいに神宝を持参したこと。抗争の時に明神は藤の枝（鑑）、守矢は鉄の鑑をもつて争つたことが記録されており、同一の伝承を伝えているとみられる。

と書かれるなど、『画詞』と基本的な筋は共通するものとして扱われてきた。しかし『信重解状』は、先に取り扱った『講式』と同じく、藤を持つて争う神を諏訪大明神としているのであり、その位置に藤嶋ノ明神を立てる『画詞』とは物語の主役となる神が異なる。これは物語の筋に関わる相違点であつて、両者の間には「同一の伝承」とするだけでは済まされない大きな違いが存すると言える。

また、『画詞』との差異に注目しながら『信重解状』を読んでいくと、第二節でも触れたように、『信重解状』にはそもそも「藤嶋ノ明神」の活躍どころか、その名さえ見られない、という点も指摘できる。「明神以¹彼藤鑑²自³令⁴植⁵当⁶社之前⁷一給⁸、藤栄⁹二枝葉¹⁰号¹¹藤諏方¹²之森¹³、毎年二ヶ度御神事勤¹⁴レ之」とある部分の「二ヶ度御神事」が藤嶋社の六月晦日田植神事と十一月二十五日の「藤島御神事」を指すとされるため、藤嶋社に関連する記述自体が無いとは言えないが、それでも『信重解状』において「藤嶋ノ明神」や「藤嶋社」の名が表に出てくることはない。藤が栄えたことに関連して名付けられたものが「藤嶋ノ明神」ではなく「藤諏方之森」となっているの

も、藤嶋社に対する『信重解状』と『画詞』の語り方の違いを象徴的に示していよう。

『信重解状』では上社が本宮たることを説くことに眼目が置かれていたが、諏訪大明神が守屋を追いつたと語れることも、栄えた藤が「藤諏方之森」となつて郡名が「諏方」となつたと語れることも、諏訪の地が拓かれるその初めの営為に上社祭神が深く関与したと主張するためにあるもので、結局はその上社の優位を説くという目的へと収斂されている。一方、『画詞』にはそのような論理も語り方も見られない。そこでは『信重解状』に名前が出てこない「藤嶋ノ明神」が登場し、しかもその神が物語の主役として振る舞う。『画詞』では、「祭絵」の巻という、神事の説明が要請される文脈に応じて、神事のある藤嶋社の藤嶋ノ明神の物語が展開されていた。ここでも『画詞』と『講式』の場合と同様、それぞれのテキストごとに異なる論理と語り方が現出しているのである。

五 おわりに

以上、本稿では『画詞』六月晦日条の読解の問題を再検討し、これまで同一に近い内容を持つとされてきた『講式』『信重解状』の類話との相違を確認、そしてそこから『画詞』六月晦日条の特質を探った。

『画詞』六月晦日条は、諏訪大明神ではなく藤嶋ノ明神が洩矢を倒し「邪輪ヲ降シテ正法ヲ興」したと語れるものであった。その内容は、第一節で見た青木氏の論において説かれる「諏訪大明神の軍神化」

の流れには当てはまらない。また、円忠が後に『講式』で見せる、諏訪大明神の仏教的視点からの称揚の姿勢とも異なる。では『画詞』全体に諏訪大明神を軍神として、仏教の守護者として見せる意識がないのかと言え、勿論そうではない。石井裕一朗氏が指摘するように、『画詞』『縁起絵』上・中・下の三巻は「前半では諏訪明神の軍神としての活躍が、後半では仏法の擁護者としての活躍が描かれる」という共通の構成を持つ。その『縁起絵』三巻という強力な諏訪大明神称揚意識を持つ巻と同じ作品内に存在し、なおかつ編者の円忠も『講式』に見えるように同じ素材を用いて諏訪大明神称揚の話へと転換させ得る人物であったにもかかわらず、「藤嶋ノ明神の活躍」という要素がここで前景化されているという点にこそ、六月晦日条の物語の特質はある。

そしてその特質は、六月晦日の田植神事と、神事のある藤嶋社について語るという、当該条の持つ目的と共にあった。『講式』や『信重解状』はそれぞれの持つ論理によつて諏訪大明神を称揚しようとしており、それらの中ではモリヤとの争いの物語もその称揚の一環として存在するものであったが、『画詞』六月晦日条にはそのような諏訪大明神称揚のための論理は見られない。『講式』のような形で積極的に物語を読み換えてまで諏訪大明神を称揚しようとはせず、神事を中心に据えた記述に徹するのである。そこに、多くの撰末社²⁵を含めた様々な場で行われる諏訪社の一年の神事とそれにまつわる奇瑞を体系的に記述する『画詞』『祭絵』の部の姿勢があらわれている。

これまでの諏訪社関係の研究は、諸文献に見える記述の一部から

古い諏訪の歴史や諏訪信仰の姿を抽出しようという姿勢のものが比較的多く、特に『画詞』六月晦日条についてはそれが顕著であった。そういった姿勢が、本稿で確認したような多様な記述のあり方を等閑視させていたものと思われるが、今後はそこに目を向け、それぞれのテキストの置かれた文脈を踏まえた読解を行っていくことが、諏訪社縁起の様相をより正確に捉えるためには必要となる。特に『画詞』については、その内部の「縁起絵」と「祭絵」の性格の差異にも注意していく必要がある。

そして、そうしたテキストごとの記述の展開は、必ずしも諏訪社縁起内部だけで完結する営みではない。『講式』で太子伝の影響のもと諏訪大明神と聖徳太子が重ねられていたように、外部のテキスト群とも関わり合いながらそれは展開していた。²⁶ 個々のテキストを一般化し、一元化した先に「古代」を見出していく、という視点によつては捉えきれない、中世のテキスト自体の運動の問題がここには存在するのである。その動態を個別のテキストに即して捉え、中世テキスト群の多元的な関わり合いを明らかにしていくことが、今後さらに求められるだろう。

〈注〉

- 1 『諏方大明神画詞』の引用は近藤喜博・宮地崇邦編『中世神仏説話 続々』（古典文庫、一九七一年）により、読解の便宜のため私に改行を加え、濁点を付した。

- 2 青木隆幸「中世的神話世界の形成——諏訪上社大祝と『諏訪大

明神絵詞』をめぐる——」（『長野県立歴史館研究紀要』十八号、二〇一二年三月）三〇頁。

- 3 山本ひろ子「中世諏訪社の一考察 失われた芸能と伝承を求めて」（『東西南北』二〇一六 和光大学総合文化研究所年報）二〇一六年三月）二七頁。

- 4 諏訪大明神（あるいはタケミナカタ）が藤を持ち洩矢と戦つた神である、そして「藤嶋ノ明神」は諏訪大明神のことである、という理解を明確に示すものにはこのほかに諏訪史談会編『諏訪史蹟要項十四 岡谷市川岸篇』（諏訪史談会、一九五七年）、金井典美「諏訪信仰の性格とその変遷」（古部族研究会編『諏訪信仰の発生と展開』永井出版企画、一九七八年）、矢崎孟伯『諏訪大社』（銀河書房、一九八六年）、諏訪市史編纂委員会編『諏訪市史』上巻（諏訪市、一九九五年）、工藤浩「タケミナカタ神の諏訪鎮座をめぐる」（『国文学研究』第四百十三集、二〇〇四年六月）、原直正「守屋山の習俗と伝承」（山本ひろ子編『諏訪学』国書刊行会、二〇一八年）、二本松泰子「『諏訪信重解状』の新出本と『諏方講之式』——大祝家文書の中の諏訪縁起——」（二本松康宏編『諏訪信仰の歴史と伝承』三弥井書店、二〇一九年）などがあり、藤嶋ノ明神と諏訪大明神の関係には触れないものの洩矢と戦つた神を諏訪大明神とするものには藤森栄一「銅鐸」（学生社、一九六四年）、真弓常忠「鉄輪と藤枝——『諏訪大明神絵詞』の意味するもの——」（『皇學館大學紀要』十八輯、一九八〇年一月）、鈴鹿千代乃「建御名方神の王国」（鈴鹿千代乃・西沢形一編『お諏訪さま——祭りと信仰』勉誠出版、

- 2004年、二本松康宏「諏訪縁起の変容——諏訪大王から甲賀三郎へ」(福田晃・徳田和夫・二本松康宏編『諏訪信仰の世 神話・伝承・歴史』三弥井書店、二〇一五年) などがある。
- 『顯幽本記』の引用は諏訪史料叢書刊行会編『諏訪史料叢書』卷二十(諏訪史料叢書刊行会、一九三四年)により、私に句読点、濁点を付した。
- 宮地直一「諏訪史」第二卷前編(信濃教育会諏訪部会、一九三一年)六一頁。
- 神長本「諏方上社物忌令之事」の引用は諏訪史料叢書刊行会編『諏訪史料叢書』卷三(諏訪史料叢書刊行会、一九二六年)により、私に濁点を付した。
- 久保田収「中世の諏訪大社」(『神道史研究』第二十三卷第五・六号、一九七五年十一月)二六六頁。
- 諏訪史料叢書刊行会編『諏訪史料叢書』卷二十六(諏訪史料叢書刊行会、一九三七年)所収。
- 神道大系編纂会編『神道大系』神社編三十 諏訪(神道大系編纂会、一九八二年)一〇頁、石井裕一朗「中世における『諏訪大明神絵詞』と『絵詞』関係史料群の形成」(『法政史論』第四十二号、二〇一五年三月)七・八頁。
- 『諏方大明神講式』の引用は神道大系編纂会編、注10前掲書による。
- 『諏方誌』の引用は諏訪史料叢書刊行会編『諏訪史料叢書』卷二十一(諏訪史料叢書刊行会、一九三四年)により、私に句点、返り点を付した。
- 「尊神」の語は『画詞』の中に、「尊神大師ノ値遇、法花ノ結縁他ニコトナリシ御事ナリ」(縁起絵中)、「尊神御発向ノ故ニ賊船漂倒ナドリシカドモ」(縁起絵下)、「サテモ尊神化現ノ御鉢ハ本社ヨリ鎮西宮崎社、博多津ニテ同時ニ見ヘサセ給タリケレバ」(縁起絵下)、「弘安宝暦ニハ尊神ノ御鉢ヲ雲中ニ顯シテ、蒙古ノ賊船ヲ波上ニテツカヘス」(祭絵第一)、「上壇ハ尊神ノ御在所、鳥居格子ノミアリ」(祭絵第一)、「水上ノ射礼ハ延暦ノ昔、尊神化現ノ奇特ナリ」(祭絵第四)、「是則安倍高丸追討ノ時、尊神旅宿客ノ姿ヲ現シテ」(祭絵第七)と見えるが、全て諏訪大明神を指して用いられている。
- 二本松康宏、注4前掲論文、一一五・一一六頁。
- 原家本「諏方上社物忌令之事」の引用は神道大系編纂会編、注10前掲書による。
- 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編『中世聖德太子伝集成』第二卷 真名本下(勉誠出版、二〇〇五年)五四五頁。
- 醍醐寺本「聖德太子伝記」の引用は注16前掲書により、私に句読点、濁点、返り点を付した。
- 文保本系太子伝における物部守屋像については、松本真輔「悪役守屋の形成過程——聖德太子伝における物部守屋像の変遷——」(『聖德太子伝と合戦譚』勉誠出版、二〇〇七年)に詳しい。
- 井原今朝男氏は「鎌倉前半までに成立していた諏訪縁起関係史料としての分析には耐えうる史料群と判断しておきたい」(井原今朝男「鎌倉期の諏訪神社関係史料にみる神道と仏道——

- 中世御記文の時代的特質について」、『国立歴史民俗博物館研究報告』第百三十九集、二〇〇八年三月、一六一頁）とする。一方、祢津宗伸氏は殺生功德論の成立史の観点から、『諏方上社物忌令之事』と共に、奥書の年代に成立したものではないとし（祢津宗伸「中世諏訪信仰成立史料としての『広疑瑞決集』とその意義」、『中世地域社会と仏教文化』法蔵館、二〇〇九年）、福田晃氏は「諏方上社物忌令之事」と共に元寇以後の成立と論ずる（福田晃「神道集」「秋山祭事」「五月会事」の生成」、『安居院作「神道集」の成立』三弥井書店、二〇一七年）。また、細川重雄氏は建武政権期に新政権に提出されたものとし（二本松康宏、注4前掲論文）、中澤克昭氏は「画詞」や「講式」が成立した後、にそれらを参照して偽作されたものという見解を示す（中澤克昭「『広疑瑞決集』と殺生功德論」（二本松康宏編『諏訪信仰の歴史と伝承』三弥井書店、二〇一九年））。
- 『諏訪信重解状』の引用は諏訪史料叢書刊行会編『諏訪史料叢書』巻十五（諏訪史料叢書刊行会、一九三一年）による。
- なお、「守屋大臣」とは、中世の太子伝などにおいて、物部守屋を指すのに用いられる名称である。例えば、第三節に引用した醍醐寺本『聖徳太子伝記』をはじめとする文保本系の諸本には「守屋大臣」が物部守屋を指す語として多く見える。『信重解状』の「守屋大臣」についても、物部守屋本人を指す用法である可能性を考慮に入れて読む必要があるだろう。
- 諏訪市史編纂委員会編『諏訪市史』上巻（諏訪市、一九九五年）六八三頁。

23 伊藤富雄「諏訪上社神長官の研究」（伊藤麟太郎編『伊藤富雄著作集』第一巻、永井出版企画、一九八八年）四七頁。

24 石井裕一朗「中世後期京都における諏訪氏と諏訪信仰——『諏訪大明神絵詞』の再検討——」（『武蔵大学人文学会雑誌』四十一巻二号、二〇一〇年一月）三五八頁。

25 「祭絵」では、荒玉社（正月・二月）、若宮社・伊豆早社（正月）、所末戸社（三月・十二月）、野焼社・内玉殿・磯並社（三月）、溝上社・酒室社・四御庵社（七月）、小坂鎮守社（十二月）などの摂末社の名前が登場し、それらの社に関する神事や奇瑞の記述がなされる。六月晦日の藤嶋社の記述もそうしたうちのひとつとして位置付けられるものである。

26 本稿では触れていないが、『画詞』や『講式』で諏訪大明神の垂迹の物語として新たに「先代旧事本紀」の国譲り神話が引かれ、既存の縁起譚と接触しているのもその一例と言える。

〈付記〉

本稿は、北海道大学国語国文学会平成三十年大会における口頭発表に基づくものである。席上、貴重なご意見を賜った。記して深謝申し上げる。

（まえだ りようたろう・北海道大学大学院博士後期課程）

